

令和6年伯耆町第1回定例会 条例等議案説明資料概要



令和6年3月
伯耆町 総務課

議案等説明資料

提出課：総務課

議案番号 7	伯耆町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	鳥取県西部町村会で共同設置している情報公開・個人情報保護審査会で行っている事務を、令和6年度から鳥取県に委託するための規約の協議を開始することについて議会の議決を求めるもの
2. 概要	以下の事務について鳥取県に委託する規約に関して協議を開始する。 ○ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の機関の権限に属させられた事項に関する事務 ○ 個人情報の保護に関する法律第129条に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項に関する事務
3. 施行期日	令和6年4月1日

提出課：総務課

議案番号 8	伯耆町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	鳥取県西部町村会で共同設置している情報公開・個人情報保護審査会で行っている事務を、令和6年度から鳥取県に委託するための規約の協議を開始することについて議会の議決を求めるもの
2. 概要	以下の事務について鳥取県に委託する規約に関して協議を開始する。 ○ 伯耆町情報公開条例に基づく公文書の開示請求に係る開示決定等又は不作為に係る審査請求に関する事務 ○ 伯耆町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求に関する事務 ○ 伯耆町議会の個人情報の保護に関する条例の施行に関する重要事項に係る意見を述べ、又は報告を受けることに関する事務
3. 施行期日	令和6年4月1日

議案番号 9	伯耆町情報公開条例等の一部改正について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	個人情報保護法施行条例、情報公開条例に定める審査会に係る事務処理を鳥取県に委託することに伴い、審査会の名称を変更するほか、所要の改正を行うもの。
2. 概要	「鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会」から「地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会」または「鳥取県情報公開・個人情報保護審査会」に名称を変更する。 【改正する条例】 伯耆町情報公開条例 伯耆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 伯耆町附属機関条例 伯耆町個人情報保護法施行条例 伯耆町議会の個人情報の保護に関する条例
3. 施行期日	令和6年4月1日

議案番号 10	伯耆町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(提案理由及び概要)	
1. 理由	地方自治法の改正により、所要の改正を行うもの。
2. 概要	令和6年度より会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業をしている職員の勤勉手当の支給に関し、会計年度任用職員を除く規定を削除するもの。
3. 施行期日	令和6年4月1日

議案番号 11	伯耆町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行及び鳥取県西部町村特別職報酬等改定に係る答申に基づき、所要の改正を行うもの。		
2. 概要	給料月額及び期末手当支給率の引き上げを行う。		
	○給料月額の引き上げ		
	改定前	改定後	引き上げ額
町長	810,000円	814,000円	4,000円
副町長	648,000円	651,000円	3,000円
教育長	607,500円	611,000円	3,500円
	○期末手当の支給月数の引き上げ		
	令和5年度	令和6年度	引き上げ幅
6月	1.65月	1.70月	0.05月
12月	1.65月	1.70月	0.05月
年計	3.30月	3.40月	0.10月
3. 施行期日	令和6年4月1日		

議案番号 12	伯耆町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
(提案理由及び概要)			
1. 理由	伯耆町会計年度任用職員の賞与の期間率に係る在職期間の通算規定について所要の改正を行うもの。		
2. 概要	現行では、在職期間の通算について、任命権者を同じくするものに限り通算するとしているが、国の事務処理マニュアルの修正に基づき、異なる任命権者による場合にも、伯耆町の任命権者によるものであれば、在職期間の通算を可能とするもの。		
3. 施行期日	令和6年4月1日		

議案番号 13	伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する条例の一部改正について
<p>(提案理由及び概要)</p> <p>1. 理由 条例制定後、国による人権に関する法律の整備や鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正など、社会情勢の変化や、価値観の多様化に伴う人権問題が複雑化している状況にあるため、伯耆町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする人権尊重に関する審議会の答申を踏まえ、差別がなく安心して暮らせる真に人権が尊重されるまちづくりを一層図ることを目的として所要の改正を行うもの。</p> <p>2. 概要 次のとおり主な改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 目的 従前の条例が制定後に整備された人権に関する法律、改正された県の人権尊重の社会づくり条例等に対応する。(2) 差別の定義 この条例の中でいう差別とは何かを定義する。(3) 町内に暮らす全ての者の責務 従前の町民の責務を、事業者も含めて町内に暮らす全ての者の責務として明らかにする。(4) 差別のないまちづくりの推進と人権施策基本方針 何人も差別をせず、町及び町内に暮らす全ての者は真に人権が尊重されるまちづくりを実現するため、あらゆる差別の解消に取り組む。 町長は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策基本方針を定める。(5) 人権教育及び人権啓発の充実 人権啓発に加え、人権教育の充実にも努める。(6) 相談及び支援体制の充実 町は、国、県及び関係機関と連携し、様々な人権問題に応じるために必要な相談及び支援体制の充実に努める。(7) その他 その他所要の規定の整備を行う。 <p>3. 施行期日 令和6年4月1日</p>	